

市・県民税・森林環境税の公的年金からの天引きについて

(年金特別徴収制度)

地方税法等の規定により、公的年金等の所得に対する市・県民税及び森林環境税は、公的年金からの天引きにより納めていただくことになっています。

このしくみを、年金特別徴収制度といいます。

公的年金からの特別徴収についてよくある質問 ※以下、森林環境税を含めて「市・県民税」とします。

Q1.どのような人が対象となりますか？

- A. 4月1日現在、公的年金の支払いを受けている65歳以上の方のうち、公的年金等の所得に係る市・県民税が課税になる人です。
- ただし、介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人、特別徴収される年金の年間支給額が18万円未満の人、特別徴収される市・県民税が年金から引ききれない人などは対象となりません。

Q2. 特別徴収の対象にならない年金の種類はありますか？

- A. 障害年金や遺族年金等、市・県民税が課税されない年金からは特別徴収されません。

Q3. 公的年金から特別徴収される税額は？

- A. 公的年金等の所得に係る市・県民税額が対象です。給与所得や事業所得などの他の所得がある場合は、その所得に対する税額は給与からの天引きや納付書による納付になります。

Q4. 公的年金からの特別徴収が中止される場合はありますか？

- A. 次の場合は、公的年金からの特別徴収が中止になり、納付書等で納めていただく方法に切り替わります。
- ・年金の支給が停止された場合(亡くなられた場合など)
 - ・介護保険料の特別徴収が停止された場合
 - ・公的年金から税額を引ききれなくなった場合
 - ・年度途中で公的年金等の所得にかかる税額が変更となった場合

Q5. 市・県民税が給与から特別徴収されている、または納付書が届いたのに、年金からも特別徴収されることになっていますが、二重課税ではないですか？

- A. 公的年金等から特別徴収される市・県民税は、公的年金等の所得に係る市・県民税です。一方で、公的年金等以外の所得(給与所得や事業所得など)がある方は、その所得に係る市・県民税を給与特別徴収や普通徴収で納めていただくことになります。
- 市・県民税の年税額を、年金からの特別徴収とそれ以外の徴収方法に分けて納めていただいているので、重複して課税しているわけではありません。

Q6. 公的年金からの特別徴収を普通徴収(納付書による納付)に変更できますか？

A. 地方税法において、公的年金所得に係る市・県民税については、年金からの特別徴収によって徴収するものと定められているため、本人による選択は認められておりません。

Q7. どのように特別徴収されるのですか？

A. 次の方法で、公的年金支給のつと特別徴収されます。

(1) 新たに年金特別徴収される方、前年度途中で年金特別徴収が停止した方

6月、8月は普通徴収(納付書または口座振替)、10月・12月・翌2月は年金からの天引きとなり、2つの納付方法で分けて納付するようになります。

(例)年税額6万円の場合

方法	普通徴収 (納付書または口座振替)		年金からの天引き			
	徴収月	税額	徴収月	税額	徴収月	
	6月	15,000円	8月	15,000円	10月	
					12月	
					翌2月	
算出方法	年税額の1/4ずつ			年税額の1/6ずつ		

(2) 年金特別徴収が前年度から継続される方

4月・6月・8月は、その時点ではその年度の年税額がまだ確定していないため、前年度の年税額の6分の1相当額が特別徴収され、10月以降は、確定後の年税額から、4月・6月・8月の年金特別徴収税額を差し引いた残りの額が、3回に分けて天引きされます。

(例)年税額9万円、前年度年税額6万円の場合

方法	年金からの天引き (仮徴収)			年金からの天引き (本徴収)		
	徴収月	税額	徴収月	税額	徴収月	税額
	4月	10,000円	6月	10,000円	10月	20,000円
			8月	10,000円	12月	20,000円
					翌2月	20,000円
算出方法	前年度年税額の1/6ずつ			(年税額－仮徴収額)の1/3ずつ		

※令和6年度に限り、(1)・(2)いずれも年度後半(10月、12月、2月)にまとめて森林環境税の全額が特別徴収されます。

また、定額減税対象者は10月分以降の特別徴収税額から順次減税されます。(他の徴収方法がある場合は、他の徴収方法の税額から優先して減税されます。)

Q8. 日本年金機構等から届いた年金振込通知と、市の納税通知書に記載されている市・県民税額(個人住民税額)が違うのはなぜですか？

A. 6月に届く年金振込通知書は、新年度の市・県民税額が決定する前に作成されるため、個人住民税額の欄は前年の税額を参考に記載されています。正式な税額は、市からお送りしている納税通知書に記載されている金額となります。

なお、年金保険者との情報連携の都合上、4月及び6月は正式な税額への変更が間に合わないため、決定となった税額を上回って徴収される場合がありますが、その場合は、納めすぎた額を後日還付させていただきます。